



この検地帳(享保16年)は、見沼開発による新田村である加田屋新田(さいたま市大宮区片柳地区)のもので、籍地は田方61町6反歩余、畑方3町6反歩となっている。

右者武蔵国足立郡見沼新田之内加田屋
 新田検地依被 仰付六尺壹分間^{けんさ}羊ヲ以老反
 三百歩之積相^つ極者也

御殿結御勘定組頭 小出加兵衛
 享保十六年亥七月 御勘定組頭 八木清五郎

解説文の大意

右のことは、武蔵国足立郡見沼新田のうち、加田屋新田を検地せよとのお達しがあったので、長さ六尺一分の検地竿を使用して、一反を三百歩と計算して、検地を行ったものである。